

宮城學院大学附属中川文教文化研究所

<p>(研究員)である。</p> <p><b>第二条</b> 本研究所に次の研究員をおく。</p> <table border="0"> <tr> <td>四、所長</td><td>一名</td><td>二、主</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>四、研究員</td><td>若干名</td><td>五、客員研究員</td><td>若干名</td></tr> </table> <p>第三条 本研究所は、所長を委員長とし、主任、企画委員を成員とする「運営委員会」が運営する。「運営委員会」は所長が招集する。</p> <p>第四条 前項に定める「運営委員会」のほか、本研究所の重要事項を審議する機関として、第二条第一項に定める研究所員を成員とする「研究所員会議」をおく。「研究所員会議」は所長が開催する。</p> <p><b>(研究所員の委嘱)</b></p> <p>第五条 所長は研究所員会議の推薦により教授会の承認を経て、学長が委嘱する。</p> <p>第六条 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。</p> <p>第七条 企画委員は研究所の事業の企画、立案にあたる。</p> <p>第八条 研究員は所長が新たに研究員となる者を毎年度当初学内に募集し、委嘱する。</p> <p>第九条 研究員は所長が委嘱するものについて、年度ごとに研究所員会議に諮り、教授会の承認を経て所長が委嘱する。</p> <p><b>(研究所役員の任務)</b></p> <p>第十条 所長は所長を補佐し、研究所の運営にかかる庶務および会計を担当する。</p> <p>第十二条 企画委員は研究所の事業の企画、立案にあたる。</p> <p>第十三条 研究員は所長の主任および企画委員の任期は二年とする。ただし重主任は妨げない。</p> <p>第十四条 所長の主任および企画委員の任期は二年とする。ただし重主任は妨げない。</p> <p>第十五条 研究所の事業</p> <p>第十六条 本研究所は第一、共同研究、二、研究会、三、公開講演会、公開講座、四、研究所紀要の発行</p> <p>第十七条 本研究所の会計報告は研究所員会議の承認を経て、教授会に報告されるものとする。</p> <p>第十八条 本研究所の事務を担当する副手をおく。</p> <p><b>(改廃)</b></p> <p>第十九条 本研究所の事務を担当する副手をおく。</p> <p><b>(付則)</b></p> <p>第二十条 本規程の改廃は研究所の事務を担当する副手をおく。</p>	四、所長	一名	二、主	若干名	四、研究員	若干名	五、客員研究員	若干名
四、所長	一名	二、主	若干名					
四、研究員	若干名	五、客員研究員	若干名					

キリスト教文化研究所研究年報 第50号  
2017年3月28日 印刷  
2017年3月31日 発行

発行人 代表 J. F. モリス  
発行所 宮城学院女子大学  
キリスト教文化研究所  
981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘9丁目1番1号  
電話 022 (279) 1311 (代)  
電話/FAX 022 (277) 6210 (直)

印刷所 プリントコーポKOPAS  
電話 022 (727) 1760